

## 仕 様 書

この仕様書は、我孫子市（以下「発注者」という）と受注者との委託業務について必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 令和8年度廃乾電池等運搬処分業務委託（単価契約）
- 2 履行場所 我孫子市中峠2274番地
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- 4 目 的 粗大ごみ処理施設内において保管している使用済み乾電池等を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に基づき適正に処理を行うことを目的とする。
- 5 契約方法 単価契約  
（1キログラム当たりの処理単価及び運搬費を含む。）
- 6 請求方法 搬出量からドラム缶容器重量（1本当たり20キログラム）を除いた量に単価契約額及び消費税相当額を乗じた額とする。
- 7 支払方法 完了払い
- 8 対 象 物 マンガン電池・アルカリ電池及びボタン電池・コイン型リチウムイオン電池などの一次電池を対象とするが、混入してしまう充電式電池であるリチウムイオン電池及びニカド電池・ニッケル水素電池等も処分するものとする。排出時は混合状態のままとし、発注者は分別をしないものとする。
- 9 予定数量 33,000キログラム  
予定数量については、搬入量により変動するため保証するものではない。
- 10 処理方法 資源化処理  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守し適正に処理をする。

### 1 1 搬出日時

- (1) 月曜日から金曜日（祝休日・年末年始を除く）とする。
- (2) 基本、午前8時30分から午後1時00分までとし、発注者からの依頼後に決定するものとする。

### 1 2 搬出方法

- (1) 発注者において、混合状態の電池等を200リットルドラム缶（蓋付）に詰めたものを、受注者が自ら運搬車両に積込み搬出する。
- (2) 積込みの際、使用するフォークリフト（アタッチメント無し）については、発注者の負担とする。アタッチメントが必要な場合は、受注者が用意すること。
- (3) フォークリフトを使用する際は、「フォークリフト運転技能講習」修了者でなければならない。（修了証必携）
- (4) 搬出量は、一回当たり概ねドラム缶15本～20本程度とし、使用する運搬車両の最大積載量を超えてはならない。
- (5) 搬出予定回数は、履行期間中3回から5回程度。
- (6) 受注者は、搬出するドラム缶と同量の空ドラム缶を用意し、発注者が指定する場所に配置すること。

### 1 3 計量方法

- (1) 計量は、原則、発注者の計量所において計量するものとする。ただし、発注者の計量所の計量台（6.5m×2.5m）に車両が乗らない場合は受注者の計量所で計量すること。  
受注者の計量所で計量した場合は、計量票の写しを発注者にFAXまたはメールにて都度送付すること。  
計量票の正味重量は、風袋引きをした重量とし、風袋とは車両及びドラム缶等の容器の重量とする。

### 1 4 運搬車両

- (1) 道路交通法等関係法令を遵守すること。
- (2) 発注者施設への運搬経路について、一部大型車両通行禁止区域があるため、総重量8トン以上の車両を使用する場合は、管轄する警察署へ通行禁止道路通行許可申請書を提出し、許可証の交付を受けること。
- (3) 運搬中に万一事故等が発生した場合は、受注者の責任において処理すること。

## 15 その他

- (1) 受注者は、廃乾電池等の資源化处理を他に委託し、または請け負わせてはならない。(一括再委託の禁止)
- (2) 本契約にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、受注の処理施設を管轄する市町村に対し、事前協議が必要な場合は、発注者において行う。業務の履行は、この協議の承認後からとする。
- (3) この仕様書に規定されていない事項または、疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。